

2023 年度 三重大学『三重県民共済奨学金』募集要項

1 目的

この奨学金の名称を三重大学『三重県民共済奨学金』とし、国際理解を深め日本と母国との相互の懸け橋となるなど、国際的に活躍することが期待される人材を育てるために奨学金を支給することを目的としています。

2 応募資格

三重大学の学部正規課程又は大学院正規課程に在籍する外国人留学生であって、次の各号のいずれも該当する者とする。

- ①経済的理由により、就学が困難である者。
- ②品行が正しく、学業が優れ、かつ、心身共に健康である者。
- ③本奨学金の支給期間中、月額 5 万円を超える他の奨学金等を受給していない者。
- ④その他、本奨学金の支給目的に該当している者。
- ⑤過去に 2 回以上本奨学金の奨学生に採用されたことがない者。

3 募集人員

7 名（支給期間 12 ヶ月 6 名、6 ヶ月 1 名）

※採用順位 1～6 位までの者を 12 ヶ月支給、7 位の者を 6 ヶ月支給とする。

4 応募手続き

(1) 提出書類

以下の書類を(3)の提出先まで持参又は郵送にて提出してください。

なお、申請時に未渡日の場合に限り、Eメールでの提出を認めます。

- ① 2023 年度三重大学『三重県民共済奨学金』申込書
- ② 各自の研究テーマを踏まえて将来の希望について、小論文（800 字程度）にまとめたもの（様式自由）（※外国語で申請する場合は、日本語翻訳文の添付が必要です。）
- ③ 成績証明書（※直近のもの）

(2) 提出期限

2023 年 5 月 23 日（火）（必着）

(3) 提出先

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577

三重大学 国際・情報部 国際交流チーム

(4) 決定

奨学生の採用については、書類審査（必要に応じ面接審査）を実施し、選考委員会の審議を経て 6 月末に決定します。なお、結果については、指導教員を通じて通知いたします。

(5) 奨学金授与式

後日、奨学金授与式を予定しております。日程は別途採用者に通知いたします。

（※止むを得ない事情により、中止になることもあります。）

5 給付内容

(1) 奨学金金額：月額 50,000 円

(2) 給付期間：2023 年 4 月～2024 年 3 月又は 2023 年 4 月～9 月

但し、止むを得ない理由により 2023 年 5 月以降に渡日する場合は、渡日月からの支給とします。

(3) 給付方法：原則 8 月、11 月、2 月の月末に 3 か月分(8 月は 6 ヶ月分)を支給します。

(4) 返済：原則として奨学金返還の義務はありません。

6 活動内容

①三重県民共済が取り組んでいる社会貢献活動へ参加していただく場合があります。

②年 1 回開催予定の交流会に参加してください。

③年度終了までに三重県民共済にて研究・生活の状況について報告してください。

④奨学金の給付終了後、遅滞なく進路の状況を書面にて国際交流チームに報告してください。

7 奨学金の給付停止、再開または打ち切り

(1) 給付の停止

次の各号のいずれかに該当した場合、選考委員会は当該期間の奨学金の給付を停止します。

ア 休学または留学したとき。

イ 長期にわたって（原則 1 カ月以上）大学を欠席したとき。

ウ 長期にわたって（原則 1 カ月以上）日本を不在にしたとき。

(2) 給付の再開

奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、選考委員会の審議を経て奨学金の給付を再開します。但し、5-(2)の給付期間は延長しません。

(3) 給付の打ち切り

次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会の審議を経て奨学金の給付を打ち切ることがあります。

ア 退学又は転学したとき。

イ 停学その他の処分を受けたとき。

ウ 社会的な問題を起こしたとき。

エ 学業成績が著しく不良になったとき。

オ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。

カ その他、奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

8 注意事項

(1) 原則として提出書類の記載事項に虚偽があった場合、前項に関わらず、決定を取り消し、給付金の返済を求めることがあります。

(2) 提出された書類については返却いたしません。また、提供された個人情報は、選考及び必要な連絡を行う場合のみ使用し、この目的以外に使用することはありません。

以上

【事務担当】

三重大学国際・情報部国際交流チーム 奨学金担当

E メール ryugaku@ab.mie-u.ac.jp 電話 059-231-9057 (内線 9057)